

砥部町自立支援協議会設置要綱

令和4年6月29日

砥部町告示第133号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場として砥部町自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 就労の促進及び社会参加に関すること。
- (3) 困難事例への対応に関すること。
- (4) 地域の関係機関の連携体制の構築等に関すること。
- (5) 砥部町障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定、進捗管理並びに評価に関すること。
- (6) 地域に必要な社会資源の開発及び改善に関すること。
- (7) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス提供事業者
- (3) 障がい者福祉団体の代表者
- (4) 保健又は医療関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の改選後において最初に招集するときは、事務局が招集する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報償)

第7条 協議会の会議に出席したときは、砥部町謝礼金の支払基準(平成25年砥部町訓令第16号)に定める額を支払う。

(専門部会及び個別ケア会議)

第8条 協議会に、専門部会及び個別ケア会議を設置する。

(1) 専門部会 地域の課題について協議する場とし、専門的かつ具体的な調査や検討を行う。

(2) 個別ケア会議 障がい者等や介護を行う者等の個別の課題や支援策について協議する場とし、問題解決やサービス利用調整等を行う。

2 専門部会及び個別ケア会議の委員は、第3条第2項各号に掲げる者のほか、協議のために必要な関係機関の職員で構成し、事務局が適宜招集する。

(個人情報の保護)

第9条 協議会の関係者は、職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 会議、専門部会及び個別ケア会議の事務局は、介護福祉課に置く。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に在任する委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

附 則(令和 6 年 1 月 17 日告示第 13 号)

この告示は、公表の日から施行する。